

事 務 連 絡

令和6年2月22日

各都道府県主管部局長 殿

各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和6年能登半島地震による災害復旧事業等における

前金払（中間前払金）の推進について（要請）

令和6年能登半島地震は、北陸地方に大きな被害をもたらし、被災地においては災害復旧事業等の円滑な実施が強く求められています。そのためには、建設企業が災害復旧事業等の着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、公共工事の前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）が適切に活用されることが重要です。

応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等については、すでに令和6年1月5日付国不建通知第144号にて要請したところですが、貴都道府県及び貴都道府県管内の市区町村が発注した工事で現在施工中のもの及び被災地における応急復旧工事等について、引き続き前金払の迅速かつ円滑な実施に特段のご配慮をお願いします。

各都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、貴都道府県内の市区町村に対しても、周知いただくようお願いします。